

平成 30 年 2 月 1 日

各事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

クレーンの運転業務に係る特別教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、つり上げ荷重 5 トン未満で下記のクレーンの運転業務(移動式クレーンを除く)に従事する労働者は、労働安全衛生法第 59 条に基づき所定の特別教育を修了した者でなければ業務に就くことができません。

この教育の実施者であります事業主に代わって、当協会が、下記のとおり実施します。

この機会にぜひ従業員を受講させていただきようご案内申し上げます。

★ 特別教育を必要とするクレーン

法令で定められている、クレーンとは、次の 2 つの条件を満たす機械装置のうち、移動式クレーンおよびデリック以外のもの。

- ・ 荷を動力を用いて吊り上げ(人力によるものは含まない)
- ・ これを水平に運搬することを目的とする機械装置(人力によるものも含む)

以上のクレーンのうち、つり上げ過重が 5 トン未満の次のようなもの。

- (1) 天井クレーン (2) ジブクレーン (3) 橋形クレーン (4) アンローダ
(5) ケーブルクレーン (6) テルハ (7) スタッカー式クレーン 等

※ 船内に取り付けのクレーン及びデリックは、揚貨装置につき対象外です。

記

1 日 時
学 科 平成 30 年 4 月 13 日(金) 8 時 30 分から 17 時 00 分
平成 30 年 4 月 14 日(土) 8 時 30 分から 11 時 40 分
実 技 平成 30 年 4 月 14 日(土) 12 時 30 分から 17 時 00 分

2 会 場 (1) 学 科
尾鷲市:三重県トラック協会尾鷲研修センター
(2) 実 技
尾鷲市:紀州鐵工(株)

3 定 員 45 名

- 4 受講料 (テキスト代を含む) 協会会員事業場 1名につき、10,000 円
 非協会会員事業場 1名につき、13,000 円
 高専学生・高校生 1名につき、 6,500 円
 ★ 申込締切後のキャンセルは返金しません。
 但し、受講者の変更は可能とします。
- 5 修了証の 全時間、受講された方に修了証を交付いたします。
 交 付
- 6 申込方法 別紙に受講料を添えて下記へお申し込みください(FAX 可)
- 7 受講申込締切日 平成 30 年 4 月 2 日(月)・但し、定員になり次第締め切ります。
- 8 受講の注意事項 (1) 受付は、講習開始の 10 分前に終わってください。
 (2) 携行品は<学科>筆記用具、ノート
 <実技>ヘルメット、安全靴、安全手袋、作業衣
 (3) テキストは、当日会場受付にてお渡しします。

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町井土 351-2 熊野尾鷲労働基準協会 TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007
銀行振込先を行われる場合の振込先 百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会	

クレーン特別教育カリキュラム

時間割	第一日目 4月13日(金)	時間割	第二日目 4月14日(土)
8:10	受付	8:30	第四教科 続き 原動機及び電気に関する知識
8:30	開講式		
8:40	第一教科 (3時間) (途中休憩 20分) クレーンに関する知識	10:00	休憩
12:00	昼休憩	10:10	第三教科 (1時間) 関係法令
13:00	第二教科 (2時間) クレーンの運転のために 必要な力学に関する知識 (含休憩 10分)	11:10	休憩
15:10	休憩	11:20	学科確認テスト
15:20	第四教科 (3時間) 原動機及び電気に関する知識 (途中休憩 10分)	11:40	昼休憩
17:00		12:30	実技 (4時間) (途中随時休憩 30分) クレーンの運転 クレーンの運転のための合図
		17:00	